

群馬県主催

令和7年度群馬県被災建築物応急危険度判定士養成講習会(第2回)のお知らせ

(群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第10条に基づく講習会)

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建築物を速やかに調査し、余震による倒壊や部材の落下等の危険性を判定することで、二次的災害を防止するために設けられた制度です。

本講習を受講し、群馬県被災建築物応急危険度判定士として登録いただいた方には、地震被災後に市町村で実施される判定活動に、必要に応じて防災ボランティアとしての協力をお願いすることになります。

この機会に多くの方に受講いただきますようお願いいたします。

記

1. 受講期間 令和8年2月26日(木)～3月15日(日)

2. 開催方法 YouTubeにてWEB開催を行います。

講習は「応急危険度判定マニュアル」「応急危険度判定調査の流れ」について動画の視聴による受講になります。受講後に群馬県電子申請システムにて申請いただいた方に認定証を交付いたします。認定申請時に入力いただいた内容は応急危険度判定にかかる体制整備等のために、市町村や建築関係団体等に提供する場合もございますので、個人情報の提供について同意の上、申請をお願いいたします。

3. 受講料 無料

4. 受講資格 群馬県に在住または在勤で、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・一級建築士試験、二級建築士試験、木造建築士試験に合格した者
- ・一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士
- ・建築職の行政職員
- ・行政職員のうち建築に関する実務に2年以上従事している者

5. テキスト 被災建築物応急危険度判定マニュアル(2月25日までに郵送いたします。)

6. 申込方法 群馬県電子申請システムでの受講申込みをお願いします。

お申込みいただいた方にはテキストと併せて、YouTubeのURLを記載した受講案内を郵送いたします。



QRコード又はURLから申込みを行ってください。

(<https://logoform.jp/f/3wNmY>)

7. 申込期間 令和8年2月4日(水)～令和8年2月18日(水)

8. その他 群馬県被災建築物応急危険度判定制度の概要につきましては、県庁ホームページ(被災建築物応急危険度判定とは)をご参照ください。

(<https://www.pref.gunma.jp/site/kenchikugyousei/11732.html>)

【お問い合わせ先】

群馬県県土整備部建築課企画指導係

TEL 027-226-3708